

健康相談所の開設

毎年四月初めに行われる学生の定期健康診断は、学校保健法にもとづいており、学生の健康維持に大きな役割を果たしている。この健康診断は、多摩校舎の保健センターおよび保健センター後楽園分室で行われるが、そこではいつでも診療が受けられるようになっており、毎年延べ一万人前後の学生・教職員が利用している。流行性感冒が利用者の約三分の一を占め、外科、整形外科がそれぞれ約一割とのことである。

では、本学に医療施設が設けられたのは、いつだったのだろうか。また、当時の患者はどのような疾病にかかっていたのだろうか。

医務衛生費が大学の予算に計上されたのは、一九三九（昭和十四）年度（五千円）が最初のものである。これは学生衛生相談所新設のための費用としてであったが、その後も継続して予算化されていた。四一年度には診療機械費として一万円が別に計上された。

診料五〇銭など。健康相談所の開設は当時の学生たちにとつてはたいへんありがたいことであつたらう。

この相談所では同年末までの間に診療、治療、健康診断および就職その他の体格検査で延べ一、四九三人の利用者があり、たいへんな盛況ぶりを示した。菅野所長は当時、学生の健康状態について「この学生諸君の体位は別に一般学生に劣っているとは思われませんが、夜間部の学生は昼間より多少低下するやの感があります、これは過労がその主因ではないかと思ひます、病氣は呼吸器系統が一番多く、この原因は主として過労と栄養不足にあるのですから、適度の休養、それから時々の健康診



1941年12月の卒業アルバムに掲載の健康相談所看板写真（受付時間が午後4時半から7時半になっている）

断を受けることが是非必要です、結核菌の保有者も相当見受けれますが、これも何とか対策を講ずる必要があると思つてゐます」と述べている。

大学が学生の健康に留意するのは当然のことであるが、校医の指定から健康相談所の開設に至る背景の一つとして、戦時体制下の健民政策が考えられる。三十七年一月の学校身体検査規程により、毎年四月、全国すべての学校において「身体ノ養護鍛錬ヲ適切ニシ体位ノ向上ト健康ノ増進トヲ図ル為」一斉に身体検査が行われることとなった。

翌三八年一月には厚生省が設置され、同省と文部省により国民体位の向上が目指されるようになり、四〇年四月には国民体力法が制定され、満十五歳以上満十九歳未満の男子を対象として毎年体力検査が行われるようになった。このような動きにともない、本学での運動会も体錬大会と呼ばれるようになり、戦時色が一層濃くなつていった。

右のような背景があつたとはいえ、健康相談所が本学学生・教職員の健康維持に果たした役割は非常に大きかつたと言えよう。

三九年九月、駿河台校舎地階七三号室（柔剣道場の並び）に健康相談所が開設された。初代の所長は医学博士菅野拓三で、他に二人の所員が採用された。ここでは休日を除く毎日午後五時半から七時半まで、教務課、学生課、庶務課、予科のいずれかで交付された証明書で学生証とともに受付に出せば、無料で健康診断、簡単な治療、手術および身体検査が受けられることになった。また、順天堂病院との有機的な連絡によりそれぞれ病院によって専門の権威者に紹介し、完全な治療を講じようにしていった。

もちろん、それ以前に大学が学生の健康に全く注意を払わなかつたわけではない。三十七年度の『中央大学学生の葉』（中央大学法学新報社発行）には、校医として医学博士吉沢五郎および杏雲堂医院などが挙げられている。しかし、学生が診療を受けるためには学生課で証明書を交付してもらう必要がある、その上有料であつた（初